

発行者の決定事項等に関する通知要領

**【振替優先出資の発行者】**

2013年7月

第6版

株式会社 証券保管振替機構

## 目次

### 第1 総説

1. 本通知要領について	3
2. 通知方法	3
3. 通知すべき時期	3
4. 通知の変更・訂正・取消し	4
5. Target 保振サイトによる通知の責任	4
6. 障害発生時の取扱い	4
7. その他	4

### 第2 振替優先出資の発行者の通知事項

1. 募集優先出資の募集	5
2. 自己優先出資の消却	7
3. 優先出資の分割	7
4. 吸収合併	8
5. 新設合併	12
6. 定款又は優先出資取扱規則の変更	14
(1) 定款の変更	
a. 基準日に関する定め	
b. 基準日に関する定め廃止	
c. 総優先出資者通知及び情報提供請求についての正当な理由の定め	
d. 決算期の変更	
e. その他の事項	
(2) 優先出資取扱規則の変更	
7. 基準日の設定	15
8. 届出事項の変更	15
(1) 代表者の変更	
(2) 登記上の主たる事務所の所在地の変更	
(3) 名称変更	

(4) 優先出資者名簿管理人の変更	
(5) 情報取扱責任者等の変更	
(6) 上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止	
(7) ゆうちょ銀行口座の振込指定の可否の変更	
(8) 総優先出資者通知請求（四半期会計期間の末日）の取下げ	
9. 上場廃止の原因となる事実の発生	16
10. 振替優先出資の無効事由等の発生	16

内 容	備 考
<p>第1 総説</p> <p>1. 本通知要領について</p> <p>本通知要領では、振替株式等の発行者が、株式の分割の決定、株式の併合の決定、合併、株式交換若しくは株式移転の決定又は基準日の設定その他の規則で定める事項について決議又は決定を行った場合等に、機構に対し、通知いただく具体的な内容や方法等について説明しています。</p> <p>2. 通知方法</p> <p>振替株式等の発行者の決定事項等の通知は、全て、Target 保振サイトをを用いて電磁的に行うこととなります。Target 保振サイトによる具体的な通知方法は、次の二つとなります。</p> <p>(1) 開示資料の代用による通知</p> <p>機構に対し通知すべき事項のうち、適時開示資料の記載対象となる内容については、適時開示を行い、Target 保振サイトの備考欄に当該開示資料の標題及び開示日時を記載することにより、当該内容について機構に対し通知したものと取り扱います。なお、開示資料を Target 保振サイトに添付した場合にも同様に、機構に対し通知したものと取り扱います。</p> <p>(2) 書類の提出による通知</p> <p>機構に対し通知すべき事項のうち、適時開示資料の記載対象とならない内容については、機構が定める所定の書式に通知内容を記載してPDF化し、当該PDFをTarget 保振サイトに添付することにより通知を行ってください。所定の書式については、機構のホームページより取得できます。</p> <p>3. 通知すべき時期</p> <p>(1) 適時開示等の対象となる通知事項</p> <p>適時開示又は法定公告の対象となる通知事項については、振替株式等の発行者の決議又は決定後に、適時開示又は法定公告を行った後、速や</p>	<p>※ 「株式等の振替に関する業務規程」第12条第1項、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」第6条及び「株式等振替制度に係る業務処理要領」第1章第2節を御参照ください。</p> <p>※ 通知内容についての確認は、振替株式等の発行者の情報取扱責任者又は機構との連絡部署の担当者に対して行います。</p> <p>※ 書類の提出による通知を行うときは、機構が定める所定の書式の「添付書類等」の欄に当該開示資料の標題及び開示日時を記載した場合であっても、開示資料の代用による通知を行ったものとして取り扱います。</p> <p>※ 本通知要領で「開示資料の代用対象とする通知内容」としている項目を開示資料に記載しない場合には、通知書式「その他」(ST97-39)にその項目を記載して補足してください。</p> <p>※ 次の通知事項用の通知書式はありません (開示資料を代用して通知してください。)</p> <p>①「優先出資の分割」 ②「上場廃止の原因となる事実の発生」</p>

内 容	備 考
<p>かに通知を行ってください。</p> <p>(2) 適時開示等の対象とならない通知事項 適時開示又は法定公告の対象とならない通知事項については、振替株式等の発行者の決議又は決定後、速やかに通知を行ってください。</p> <p>4. 通知の変更・訂正・取消し</p> <p>(1) 通知事項の変更又は訂正 機構に通知した事項について変更又は訂正を行なった場合には、機構が定める所定の書式に、変更又は訂正の内容を記載して、速やかに通知を行ってください。</p> <p>(2) 通知事項の取消し 機構に通知した事項の取消しを行なった場合には、機構が定める所定の書式に、取消しを行う旨を記載して、速やかに通知を行ってください。</p> <p>5. Target 保振サイトによる通知の責任 Target 保振サイトにより通知する内容については、通知を行った振替株式等の発行者の責任となります。TargetID の悪用等により、通知が不正に行われた場合であっても、機構は正当な通知として取り扱います。</p> <p>6. 障害発生時の取扱い 通信回線又は Target システムの障害により、Target 保振サイトによる通知ができない場合、障害復旧までの間、FAX 又は書面による一時的な通知が必要となります。一時的な通知の対象とした通知内容については、障害の復旧後、改めて Target 保振サイトによる通知が必要です。</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 公示情報について 合併等の場合において株式を新たに発行する場合には、機構は、振替株式の発行者が提出する通知書式「公示情報」PDF をそのまま機構のホームページに掲載することで公示を行います。</p> <p>(2) 加入者口座コードについて 合併等の場合に対価を交付しない株式を記録している口座を機構に対し通知する場合等においては、「加入者口座コード」の機構への通知が必要になります。「加入者口座コード」とは、証券会社等の口座管理機関に口座を開設した場合に付与される、株式等振替制度において加入者の口座を特定するための 2 1 桁のコードのことであり、口座管理機関コード（5 桁）、顧客口（所在）コード（2 桁）及び加入者口座番号（1 4 桁）から構成されます。</p> <p>(3) 共通事項に係る変更届出書による通知について 株式等振替制度における他の参加形態による制度参加者及び一般債振替制度など他の制度における制度参加者（一般債振替制度及び短期債振替制度の発行者としての制度参加者を除く）については、代表者変更、登記上の本店所在地の変更及び商号変更の場合には、共通事項に係る変更届出書による通知が可能です。 共通事項に係る変更届出書による通知方法等については、機構のホ</p>	<p>※ 通知書式「通知事項の変更・訂正」（ST97-40）</p> <p>※ 通知書式「通知事項の取消し」（ST97-41）</p> <p>※ 公募等、新規記録通知データを機構が取得する場合には、通知書式「公示情報」の提出は不要です。</p> <p>※ 加入者口座コードがわからない場合には、口座を開設する口座管理機関に御確認ください。</p> <p>※ 通知書式「共通事項に係る変更届出書」は機構のホームページに掲載しています。</p>

内 容	備 考
<p>ホームページをご覧ください。</p> <p>第2 振替優先出資の発行者の通知事項</p> <p>1. 募集優先出資の募集</p> <p>募集優先出資の募集については、次の場合、機構への通知が必要になります。</p> <p>(1) 公募による募集優先出資の募集の場合</p> <p>a. 通知すべき者</p> <p>募集優先出資の募集をする協同組織金融機関</p> <p>b. 通知方法等</p> <p>決議又は決定後の適時開示後に、開示資料の代用による通知及び書類の提出による通知が必要になります。また、申込期間及び払込期日が未定の場合には、申込期間及び払込期日の確定後に、再度開示資料の代用による通知が必要になります。</p> <p>なお、Target 保振サイトで選択する通知事項は、「募集株式の募集事項の決定」となります。</p> <p>(a) 公募による募集決定後の通知</p> <p>ア. 開示資料の代用対象とする通知内容</p> <p>① 募集方法（公募）</p> <p>② 募集優先出資の銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ 募集優先出資の口数</p> <p>④ 募集優先出資の内容</p> <p>⑤ 募集優先出資の払込金額（1口あたり）（確定前）</p> <p>⑥ 募集に係る手続日程</p> <p>⑦ 申込期日（確定前）</p> <p>⑧ 払込期日（確定前）</p> <p>⑨ 引受主幹事証券会社</p> <p>イ. 提出する書類に記載すべき通知内容</p> <p>① 発行時 DVP 方式の利用の有無</p> <p>② 払込取扱銀行（DVP 方式の場合のみ）</p> <p>③ 口座通知情報データの受付期間（非 DVP 方式の場合のみ）</p> <p>ウ. 添付書類</p> <p>開示資料（開示資料の代用による通知を行った場合には不要）</p> <p>(b) 申込期間等確定後の通知</p> <p>ア. 開示資料の代用による通知項目</p> <p>① 募集優先出資の払込金額（1口あたり）（確定後）</p> <p>② 申込期日（確定後）</p> <p>③ 払込期日（確定後）</p> <p>イ. 添付書類</p> <p>開示資料（開示資料の代用による通知を行った場合には不要）</p> <p>(2) 第三者割当てによる募集優先出資の募集の場合（新優先出資を発行する場合に限る）</p> <p>a. 通知すべき者</p> <p>募集優先出資の募集をする協同組織金融機関</p> <p>b. 通知方法等</p> <p>決議又は決定後の適時開示後に、開示資料の代用による通知及び書類の提出による通知が必要になります。</p> <p>なお、Target 保振サイトで選択する通知事項は、「募集株式の募集事項の決定」となります。</p>	<p>※ 通知書式「募集優先出資の募集（公募）」 (ST97-30-01)</p>

内 容	備 考
<p>ア. 開示資料の代用対象とする通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 募集方法（第三者割当て）</li> <li>② 募集優先出資の銘柄及び銘柄コード</li> <li>③ 募集優先出資の口数</li> <li>④ 募集優先出資の内容</li> <li>⑤ 発行価額（1口あたり）</li> <li>⑥ 募集に係る手続日程</li> <li>⑦ 申込期日</li> <li>⑧ 払込期日</li> </ol> <p>イ. 提出する書類に記載すべき通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発行時 DVP 方式の利用の有無</li> <li>② 払込取扱銀行（DVP 方式の場合のみ）</li> <li>③ 割当先の氏名又は名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）</li> <li>④ 口座通知情報データの受付期間（非 DVP 方式の場合のみ）</li> <li>⑤ 新規記録日</li> </ol> <p>ウ. 添付書類 開示資料（開示資料の代用による通知を行った場合には不要）</p>	<p>※ 通知書式「募集優先出資の募集（第三者割当て）」（ST97-30-02）</p>
<p>(3) 優先出資者割当てによる募集優先出資の募集の場合の通知方法等</p> <p>a. 通知すべき者 募集優先出資の募集をする協同組織金融機関</p> <p>b. 通知方法等 決議又は決定後の適時開示後に、開示資料の代用による通知及び書類の提出による通知が必要になります。また、募集優先出資口数が未定の場合には、募集出資口数の確定後に、開示資料の代用による通知が必要になります。</p> <p>なお、Target 保振サイトで選択する通知事項は、「募集株式の募集事項の決定」となります。</p> <p>(a) 優先出資者割当てによる募集決定後の通知</p> <p>ア. 開示資料の代用対象とする通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 募集方法（優先出資者割当て）</li> <li>② 募集優先出資の銘柄及び銘柄コード</li> <li>③ 募集優先出資の口数（確定前）</li> <li>④ 募集優先出資の内容</li> <li>⑤ 募集優先出資の払込金額（1口あたり）</li> <li>⑥ 募集に係る手続日程</li> <li>⑦ 申込期日</li> <li>⑧ 払込期日</li> <li>⑨ 優先出資者割当てに係る基準日</li> <li>⑩ 割当比率</li> </ol> <p>イ. 提出する書類に記載すべき通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発行日決済取引の有無（有る場合は新旧併合に係る日程）</li> <li>② 新規記録日</li> <li>③ 特別口座のみを有する優先出資者に係る口座通知の受付期間</li> <li>④ 自己の保有する募集優先出資の銘柄を移転する場合は、移転する口数及び当該口座の記録された発行者の口座（加入者口座コード）</li> </ol> <p>※ ④は、自己の保有する優先出資を移転（代用自己優先出資口</p>	<p>※ 通知書式「募集優先出資の募集（優先出資者割当て）」（ST97-30-03）</p>

内 容	備 考
<p>として交付) しない場合には、記載不要です。</p> <p>※ 移転する優先出資口数に変更が生じた場合には、再度御通知ください。</p> <p>ウ. 添付書類 開示資料 (開示資料の代用による通知を行った場合には不要)</p> <p>(b) 募集優先出資口数確定後の通知</p> <p>ア. 開示資料の代用対象とする通知内容</p> <p>① 募集優先出資の口数 (確定後)</p> <p>イ. 添付書類 開示資料 (開示資料の代用による通知を行った場合には不要)</p> <p>2. 自己優先出資の消却</p> <p>自己優先出資の消却については、消却の対象となる優先出資が振替優先出資である場合には通知が必要になります。</p> <p>a. 通知すべき者 自己優先出資の消却をする協同組織金融機関</p> <p>b. 通知方法等 決議又は決定後の適時開示後に、開示資料の代用による通知及び書類の提出による通知が必要になります。</p> <p>なお、Target 保振サイトで選択する通知事項は、「自己株式の消却」となります。</p> <p>ア. 開示資料の代用対象とする通知内容</p> <p>① 消却する銘柄 (以下「消却対象銘柄」という。) 及び銘柄コード</p> <p>② 消却する口数</p> <p>③ 消却後の消却対象銘柄の発行総口数</p> <p>イ. 提出する書類に記載すべき通知内容</p> <p>① 一部抹消する日</p> <p>② 一部抹消により減少の記録がされる協同組織金融機関の口座 (加入者口座コード)</p> <p>ウ. 添付書類 開示資料 (開示資料の代用による通知を行った場合には不要)</p> <p>3. 優先出資の分割</p> <p>分割する優先出資が振替優先出資である場合に、通知が必要になります。</p> <p>なお、Target 保振サイトで選択する通知事項は、「株式の分割」となります。</p> <p>a. 通知すべき者 優先出資の分割をする協同組織金融機関</p> <p>b. 通知方法等 決議又は決定後の適時開示後に、開示資料の代用による通知が必要になります。</p> <p>ア. 開示資料の代用対象とする通知内容</p> <p>① 優先出資分割に係る振替優先出資の銘柄 (以下「優先出資分割銘柄」という。) 及び銘柄コード</p> <p>② 優先出資の分割に係る一定の日</p> <p>③ 効力発生日</p> <p>④ 増加比率 (優先出資分割後の優先出資分割銘柄の発行総口数 / 優先出資分割前の優先出資分割銘柄の発行総口数)</p>	<p>※ 通知書式「自己優先出資の消却」(ST97-31)</p> <p>※ 「優先出資の分割」用の通知書式はありません。</p>



内 容	備 考
<p>イ. 添付書類 開示資料（開示資料の代用による通知を行った場合には不要）</p> <p>4. 吸収合併 吸収合併については、次の場合、機構への通知が必要になります。 （1）吸収合併消滅協同組織金融機関及び吸収合併存続協同組織金融機関のいずれも振替優先出資の発行者で、合併対価として振替優先出資を交付する場合</p> <p>a. 通知すべき者</p> <p>i. 吸収合併消滅協同組織金融機関となる協同組織金融機関</p> <p>ii. 吸収合併存続協同組織金融機関となる協同組織金融機関（吸収合併に際して自己優先出資を移転しようとする場合に限る。）</p> <p>b. 通知方法等</p> <p>i. 吸収合併消滅協同組織金融機関の通知 決議又は決定後の適時開示後に、開示資料の代用による通知及び書類の提出による通知が必要になります。また、合併の対価を交付しない優先出資を保有する場合には、合併の対価を交付しない優先出資口数確定後に、書類の提出による通知が必要になります。 なお、Target 保振サイトで選択する通知事項は、(a)については「会社合併」、(b)については「割当除外数量の通知」となります。</p> <p>(a) 吸収合併決定後の通知</p> <p>ア. 開示資料の代用対象とする通知内容</p> <p>① 吸収合併の対価の内容</p> <p>② 吸収合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資者に対して吸収合併に際して交付する振替優先出資の銘柄（以下「吸収合併存続協同組織金融機関銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>③ 吸収合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資の銘柄（以下「吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>④ 合併比率</p> <p>⑤ 吸収合併の日程</p> <p>⑥ 吸収合併期日</p> <p>イ. 提出する書類に記載すべき通知内容</p> <p>(ア) 通知書式「吸収合併（吸収合併消滅協同組織金融機関の通知）」</p> <p>① 通知者が、対価の割当ての対象とならない自己優先出資を保有する場合には、その記録先口座（加入者口座コード）</p> <p>② 吸収合併存続協同組織金融機関が、対価の割当ての対象とならない通知者の発行する優先出資を保有する場合には、その記録先口座（加入者口座コード）</p> <p>③ 通知者以外の吸収合併消滅協同組織金融機関が、通知者の発行する振替優先出資を保有する場合には、その記録先口座（加入者口座コード）</p> <p>④ 担保受入先の名称及び通知者の発行する吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄（吸収合併存続協同組織金融機関銘柄の割当てを受けない優先出資）を記録する口座（加入者口座コード）</p> <p>※ ①、②及び③は、合併の対価を交付しない通知者の発行する優先出資に担保設定がされている場合には、担保差入元の口座の加入者口座コードを記載してください。なお、合併の対価を交付しない優先出資を通知者、吸収合併存続協同組織金融機関</p>	<p>※ 通知書式「吸収合併（吸収合併消滅協同組織金融機関の通知）」 (ST97-32-01)</p>

内 容	備 考
<p>又は通知者以外の吸収合併消滅協同組織金融機関が保有しない場合には、記載不要です。</p> <p>※ ④は、①から③の優先出資に担保が設定されていない場合には、記載不要です。</p> <p>(イ) 通知書式「公示情報（合併等）」</p> <p>① 銘柄</p> <p>② 銘柄コード</p> <p>③ 新規記録日</p> <p>④ 合併等に際して発行する優先出資の総数（吸収合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資のうち優先出資証券喪失登録された優先出資証券に係るものに対して割り当てる口数及び他の吸収合併消滅協同組織金融機関（非振替優先出資の発行者）の優先出資者に交付される数を除く）</p> <p>※ 合併の対価として吸収合併存続協同組織金融機関が新たに振替優先出資を発行する場合のみ本書類の提出が必要になります。</p> <p>ウ. 添付書類</p> <p>開示資料（開示資料の代用による通知を行った場合には不要）</p> <p>(b) 合併の対価を交付しない優先出資口数の確定後に提出する書類に記載すべき通知内容</p> <p>(ア) 通知書式「吸収合併（吸収合併消滅協同組織金融機関の通知優先出資口数確定後）」</p> <p>① 通知者が、対価の割当ての対象とならない自己優先出資を保有する場合には、その記録先口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数</p> <p>② 吸収合併存続協同組織金融機関が、対価の割当ての対象とならない通知者の発行する優先出資を保有する場合には、その記録先口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数</p> <p>③ 通知者以外の吸収合併消滅協同組織金融機関が、通知者の発行する振替優先出資を保有する場合には、その記録先口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数</p> <p>④ 担保受入先の名称及び通知者の発行する吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄（吸収合併存続協同組織金融機関銘柄の割当てを受けない優先出資）を記録する口座（加入者口座コード）及び吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄の数</p> <p>※ 効力発生日の2営業日前までに御通知ください。</p> <p>※ 合併の対価を交付しない優先出資を通知者、他の吸収合併消滅協同組織金融機関又は吸収合併存続協同組織金融機関が保有しない場合には、本書類の提出は不要です。</p> <p>※ ①、②及び③は、合併の対価を交付しない通知者の発行する優先出資に担保設定がされている場合には、担保差入元の口座の加入者口座コード及び優先出資口数（全てが担保設定されている場合には「0口」、一部が担保設定されている場合には担保設定されず当該口座に記録されている優先出資口数）を記載してください。</p> <p>※ ④は、①から③の優先出資に担保が設定されていない場合には、記載不要です。</p>	<p>※ 通知書式「公示情報（合併等）」（ST97-38）</p> <p>※ 通知書式「吸収合併（吸収合併消滅協同組織金融機関の通知優先出資口数確定後）」（ST97-32-02）</p>

内 容	備 考
<p>(イ) 通知書式「公示情報（合併等）」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 銘柄</li> <li>② 銘柄コード</li> <li>③ 新規記録日</li> <li>④ 合併等に際して発行する優先出資の総数（吸収合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資のうち優先出資証券喪失登録された優先出資証券に係るものに対して割り当てる口数及び他の吸収合併消滅協同組織金融機関（非振替優先出資の発行者）の優先出資者に交付される数を除く）</li> </ol> <p>※ 合併の対価として吸収合併存続協同組織金融機関が新たに振替優先出資を発行する場合のみ本書類の提出が必要になります。</p> <p>ii. 吸収合併存続協同組織金融機関の通知  決議又は決定後の適時開示後に、自己優先出資の移転を行う場合に限り、適時開示後、開示資料の代用による通知及び書類の提出による通知が必要になります。  なお、Target 保振サイトで選択する通知事項は、「会社合併」となります。</p> <p>ア. 開示資料の代用対象とする通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 吸収合併存続協同組織金融機関銘柄及び銘柄コード</li> <li>② 吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄及び銘柄コード</li> <li>③ 合併比率</li> <li>④ 吸収合併の日程</li> <li>⑤ 効力発生日（吸収合併期日）</li> <li>⑥ 交付する吸収合併存続協同組織金融機関銘柄のうち発行に係るものの総口数（吸収合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資のうち優先出資証券喪失登録された優先出資証券に係るものに対して割り当てる口数を除く。）及び優先出資の内容</li> </ol> <p>イ. 提出する書類に記載すべき通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 吸収合併存続協同組織金融機関が自己優先出資を移転しようとするときは、その口数及び自己優先出資が記録された口座（加入者口座コード）</li> </ol> <p>※ 自己の保有する優先出資を移転（代用自己優先出資として交付）しない場合には、本書類の提出は不要です。  ※ 移転する優先出資口数に変更が生じた場合には、再度御通知ください。</p> <p>ウ. 添付書類  開示資料（開示資料の代用による通知を行った場合には不要）</p> <p>(2) 吸収合併消滅協同組織金融機関及び吸収合併存続協同組織金融機関のいずれも振替優先出資の発行者で、合併対価として機構取扱対象株式等以外のものを交付する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 通知すべき者  吸収合併消滅協同組織金融機関となる協同組織金融機関</li> <li>b. 通知方法等  決議又は決定後の適時開示後に、開示資料の代用による通知及び書類の提出による通知が必要になります。  なお、Target 保振サイトで選択する通知事項は、「会社合併」となります。</li> </ol>	<p>※ 通知書式「公示情報（合併等）」（ST97-38）</p> <p>※ 通知書式「吸収合併（吸収合併存続協同組織金融機関の通知）」（ST97-32-03）</p>

内 容	備 考
<p>ア. 開示資料の代用対象とする通知内容</p> <p>① 吸収合併の対価の内容</p> <p>② 吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ 合併比率</p> <p>④ 吸収合併の日程</p> <p>⑤ 吸収合併期日</p> <p>イ. 提出する書類に記載すべき通知内容</p> <p>① 全部抹消する日</p> <p>ウ. 添付書類</p> <p>開示資料（開示資料の代用による通知を行った場合には不要）</p> <p>(3) 吸収合併消滅協同組織金融機関が振替優先出資の発行者で、吸収合併存続協同組織金融機関が振替優先出資の発行者でない場合に、合併対価として交付する優先出資が振替優先出資となる場合（合併の効力発生日に存続協同組織金融機関が上場協同組織金融機関となる場合）</p> <p>a. 通知すべき者</p> <p>吸収合併消滅協同組織金融機関</p> <p>b. 通知方法等</p> <p>吸収合併消滅協同組織金融機関の通知</p> <p>吸収合併消滅協同組織金融機関の通知は、(1)「吸収合併消滅協同組織金融機関と吸収合併存続協同組織金融機関のいずれも振替優先出資の発行者で、合併対価として振替優先出資を交付する場合の通知方法等」に準じます。</p> <p>(4) 吸収合併消滅協同組織金融機関が振替優先出資の発行者で、吸収合併存続協同組織金融機関が振替優先出資の発行者でない場合に、合併対価として交付する優先出資が振替優先出資とならない場合</p> <p>この場合の通知すべき者及び通知方法等は、(2)「吸収合併消滅協同組織金融機関と吸収合併存続協同組織金融機関のいずれも振替優先出資の発行者で、合併対価として機構取扱対象株式等以外のものを交付する場合の通知方法等」に準じます。</p> <p>(5) 吸収合併消滅協同組織金融機関が振替優先出資の発行者でなく、吸収合併存続協同組織金融機関が振替優先出資の発行者の場合に、合併対価として振替優先出資を交付する場合</p> <p>a. 通知すべき者</p> <p>吸収合併存続協同組織金融機関となる協同組織金融機関</p> <p>b. 通知方法等</p> <p>合併対価として振替優先出資を交付する場合に限り、決議又は決定後の適時開示後に、開示資料の代用による通知及び書類の提出による通知が必要になります。</p> <p>なお、Target 保振サイトで選択する通知事項は、「会社合併」となります。</p> <p>ア. 開示資料の代用対象とする通知内容</p>	<p>※ 通知書式「吸収合併（吸収合併消滅協同組織金融機関の通知）」(ST97-32-01)</p> <p>※ 吸収合併存続協同組織金融機関は、振替優先出資の同意に係る手続が必要となります。</p> <p>※ 同意に係る書類一式については、その確認用の書類を、上場承認日の二週間前までに、吸収合併存続協同組織金融機関から提出してください。</p>

内 容	備 考
<p>① 吸収合併存続協同組織金融機関銘柄及び銘柄コード  ② 吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄及び銘柄コード  ③ 合併比率  ④ 吸収合併の日程  ⑤ 効力発生日（吸収合併期日）  ⑥ 交付する吸収合併存続協同組織金融機関銘柄のうち発行に係るものの総口数（吸収合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資のうち優先出資証券喪失登録された優先出資に係るものに対して割り当てる口数を除く。）及び優先出資の内容</p> <p>イ. 提出する書類に記載すべき通知内容  ① 吸収合併存続協同組織金融機関が自己優先出資を移転しようとするときは、その口数及び自己優先出資が記録された口座（加入者口座コード）  ② 口座通知取次ぎ受付締切日  ※ 移転する優先出資口数に変更が生じた場合には、再度御通知ください。</p> <p>ウ. 添付書類  開示資料（開示資料の代用による通知を行った場合には不要）</p>	<p>※ 通知書式「吸収合併（吸収合併存続協同組織金融機関の通知）」  (ST97-32-03)</p>
<p>5. 新設合併  新設合併については、次の場合、機構への通知が必要になります。  (1) 新設合併消滅協同組織金融機関が振替優先出資の発行者で、新設合併設立協同組織金融機関が振替優先出資の発行者となる場合</p> <p>a. 通知すべき者  新設合併消滅協同組織金融機関となる協同組織金融機関</p> <p>b. 通知方法等  決議又は決定後の適時開示後に、開示資料の代用による通知及び書類の提出による通知が必要になります。また、合併の対価を交付しない優先出資を保有する場合には、合併の対価を交付しない優先出資口数確定後に、書類の提出による通知が必要になります。  なお、Target 保振サイトで選択する通知事項は、(a) については「会社合併」、(b) については「割当除外数量の通知」となります。</p> <p>(a) 新設合併決定後の通知  ア. 開示資料の代用対象とする通知内容  ① 新設合併の対価の内容  ② 新設合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資者に対して合併に際して交付する振替優先出資の銘柄（以下「新設合併設立協同組織金融機関銘柄」という。）及び銘柄コード  ③ 新設合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資の銘柄（以下「新設合併消滅協同組織金融機関銘柄」という。）及び銘柄コード  ④ 合併比率  ⑤ 新設合併の日程  ⑥ 効力発生日（新設合併期日）</p> <p>イ. 提出する書類に記載すべき通知内容  (ア) 通知書式「新設合併（新設合併消滅協同組織金融機関の通知）」  ① 他の新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立協同組織金融機関が当該新設合併消滅協同組織金融機関の優先</p>	<p>※ 新設合併設立協同組織金融機関は、協同組織金融機関の設立登記の後、振替優先出資の同意に係る手続が必要となります。</p> <p>※ 同意に係る書類一式については、その確認用の書類を、新設合併の効力発生日の二週間前までに、振替優先出資の発行者である新設合併消滅協同組織金融機関から提出してください。</p> <p>※ 通知書式「新設合併（新設合併消滅協同組織金融機関の通知）」  (ST97-33-01)</p>

内 容	備 考
<p>出資者に対し振替優先出資を交付するときは、その旨及び口座通知取次ぎ受付締切日</p> <p>② 通知者が、対価の割当ての対象とならない自己優先出資を保有する場合には、その記録先（加入者口座コード）</p> <p>③ 通知者以外の新設合併消滅協同組織金融機関が、通知者の発行する振替優先出資を保有する場合には、その記録先口座（加入者口座コード）</p> <p>④ 担保受入先の名称及び通知者の発行する新設合併消滅協同組織金融機関銘柄（新設合併設立協同組織金融機関銘柄の割当てを受けない優先出資）を記録する口座（加入者口座コード）</p> <p>⑤ 新設合併設立協同組織金融機関の内容</p> <p>※ ②及び③は、合併の対価を交付しない通知者の発行する優先出資に担保設定がされている場合には、担保差入元の口座の加入者口座コードを記載してください。なお、合併の対価を交付しない優先出資を通知者又は通知者以外の新設合併消滅協同組織金融機関が保有しない場合には、記載不要です。</p> <p>(イ) 通知書式「公示情報（合併等）」</p> <p>① 銘柄</p> <p>② 銘柄コード</p> <p>③ 新規記録日</p> <p>④ 合併等に際して発行する優先出資の総数（吸収合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資のうち優先出資証券喪失登録された優先出資証券に係るものに対して割り当てる口数及び他の新設合併協同組織金融機関（非振替優先出資の発行者）の優先出資者に交付される数を除く）</p> <p>※ 合併の対価として振替優先出資を発行する場合のみ本書類の提出が必要になります。</p> <p>ウ. 添付書類</p> <p>開示資料（開示資料の代用による通知を行った場合には不要）</p> <p>(b) 合併の対価を交付しない優先出資口数の確定後に提出する書類に記載すべき通知内容</p> <p>(ア) 通知書式「新設合併（新設合併消滅協同組織金融機関の通知優先出資口数確定後）」</p> <p>① 通知者が、対価の割当ての対象とならない自己優先出資を保有する場合には、その記録先（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数</p> <p>② 通知者以外の新設合併消滅会社のうち、振替優先出資の発行者でないものが、通知者の発行する振替優先出資を保有する場合には、その記録先口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数</p> <p>③ 担保受入先の名称及び通知者の発行する新設合併消滅協同組織金融機関銘柄（新設合併設立協同組織金融機関銘柄の割当てを受けない優先出資）を記録する口座（加入者口座コード）及び新設合併消滅協同組織金融機関銘柄の数</p> <p>※ 効力発生日の2営業日前までに御通知ください。</p> <p>※ 合併の対価を交付しない優先出資を新設合併消滅協同組織金融機関が保有しない場合、本書類の提出は不要です。</p> <p>※ ①及び②は、合併の対価を交付しない通知者の発行する優先出資に担保設定がされている場合には、担保差入元の口座の加</p>	<p>※ 通知書式「公示情報（合併等）」（ST97-38）</p> <p>※ 通知書式「新設合併（新設合併消滅協同組織金融機関の通知優先出資口数確定後）」（ST97-33-02）</p>

内 容	備 考
<p>入者口座コード及び優先出資口数（全てが担保設定されている場合には「0口」、一部が担保設定されている場合には担保設定されず当該口座に記録されている優先出資口数）を記載してください。</p> <p>※ ③は、①及び②の優先出資に担保が設定されていない場合には、記載不要です。</p> <p>(イ) 通知書式「公示情報（合併等）」</p> <p>① 銘柄</p> <p>② 銘柄コード</p> <p>③ 新規記録日</p> <p>④ 合併等に際して発行する優先出資の総数（吸収合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資のうち優先出資証券喪失登録された優先出資証券に係るものに対して割り当てる口数及び他の新設合併協同組織金融機関（非振替優先出資の発行者）の優先出資者に交付される数を除く）</p> <p>※ 合併の対価として振替優先出資を発行する場合のみ本書類の提出が必要になります。</p> <p>(2) 新設合併消滅協同組織金融機関が振替優先出資の発行者で、新設合併設立協同組織金融機関が振替優先出資の発行者とならない場合</p> <p>a. 通知すべき者 新設合併消滅協同組織金融機関となる協同組織金融機関</p> <p>b. 通知方法等 決議又は決定後の適時開示後に、開示資料の代用による通知及び書類の提出による通知が必要になります。 なお、Target 保振サイトで選択する通知事項は、「会社合併」となります。</p> <p>ア. 開示資料の代用対象とする通知内容</p> <p>① 新設合併の対価の内容</p> <p>② 新設合併設立協同組織金融機関銘柄</p> <p>③ 新設合併消滅協同組織金融機関銘柄及び銘柄コード</p> <p>④ 合併比率</p> <p>⑤ 新設合併の日程</p> <p>⑥ 効力発生日（新設合併期日）</p> <p>イ. 提出する書類に記載すべき通知内容</p> <p>① 全部抹消する日</p> <p>ウ. 添付書類 開示資料（開示資料の代用による通知を行った場合には不要）</p> <p>6. 定款又は優先出資取扱規則の変更</p> <p>(1) 定款の変更 振替優先出資の発行者は、次の事項について定款の変更を行う場合には、定款変更に係る理事会決議後、機構が定める所定の書式に定款変更内容を記載し、通知事項「その他」を選択して Target 保振サイトで提出してください。 また、変更後の定款については、作成後に変更後定款の PDF ファイルを、通知事項「定款の変更（株式・優先出資）」を選択して Target 保振サイトで提出してください。</p> <p>a. 基準日に関する定め</p>	<p>※ 通知書式「公示情報（合併等）」（ST97-38）</p> <p>※ 通知書式「新設合併（新設合併消滅協同組織金融機関の通知）」（ST97-33-01）</p> <p>※ 通知書式「定款変更（基準日に関する定め）」（ST97-34-01）、通知書式「定款変更（基準日に関する定め）の廃止」（ST97-34-02）、 「定款変更（総優先出資者通知及び情報提供請求についての正当な</p>

内 容	備 考
b. 基準日に関する定め c. 総優先出資者通知及び情報提供請求についての正当な理由の定め d. 決算期の変更 e. その他の事項	理由の定め)」(ST97-34-03)、「定款変更(決算期の変更)」(ST97-34-04)「定款変更(その他事項)」(ST97-34-05)
(2) 優先出資取扱規則の変更 優先出資取扱規則の変更を行なった場合には、変更後の優先出資取扱規則の作成後、優先出資取扱規則の PDF ファイルを、通知事項「株式及び優先出資取扱規則の変更(株式・優先出資)」を選択して Target 保振サイトで提出してください。	
7. 基準日の設定 振替優先出資の発行者は、基準日の設定に係る理事会決議を行なった場合には、基準日に係る理事会決議後速やかに、機構が定める所定の書式に基準日及び基準日時点の優先出資者が行使できる権利の内容を記載し、通知事項「基準日の設定」を選択して Target 保振サイトで通知してください。なお、本通知には法定公告資料及び当該事項について適時開示を行う場合には開示資料を添付してください。	※ 通知書式「基準日の設定」(ST97-35)
8. 届出事項の変更 振替優先出資の発行者は、取扱開始時に機構に届出を行った事項のうち、次の事項について変更した場合には、機構が定める所定の書式に記載し、通知事項「届出事項の変更」を選択して、Target 保振サイトで通知を行ってください。	
(1) 代表者の変更 代表者の変更を決定した場合には、決定後、速やかに機構が定める所定の書式に変更を行う日及び代表者の役職・氏名を記載して Target 保振サイトで通知してください。	※ 通知書式「届出事項変更(代表者の変更)」(ST97-36-05)
(2) 登記上の主たる事務所の所在地の変更 登記上の主たる事務所の所在地を変更する場合には、変更後の主たる事務所の所在地の登記後、速やかに機構が定める所定の書式に、変更後の登記上の主たる事務所の所在地を記載し、登記事項証明書(PDF ファイル)を添付して機構に Target 保振サイトで通知してください。 ※ 登記事項証明書の原本の機構への送付は不要です。	※ 通知書式「届出事項変更(登記上の主たる事務所の所在地の変更)」(ST97-36-03)
(3) 名称変更 名称の変更を決定した場合には、決定後、速やかに機構が定める所定の書式に、変更登記日及び変更後の登記上の名称を記載して Target 保振サイトで通知を行ってください。	※ 通知書式「届出事項変更(名称の変更)」(ST97-36-04)
(4) 優先出資者名簿管理人の変更 優先出資者名簿管理人の変更を決定した場合には、決定後、速やかに機構が定める所定の書式に次の事項を記載して Target 保振サイトで通知してください。 ① 優先出資者名簿管理人を変更する日	※ 通知書式「届出事項変更(優先出資者名簿管理人の変更)」(ST97-36-06)



内 容	備 考
<p>② 現優先出資者名簿管理人  ③ 新優先出資者名簿管理人  ④ 調整優先出資口数（発行者）の記録先口座  ⑤ 特別口座を開設する口座管理機関名称</p> <p>※ 優先出資者名簿管理人の変更日の2営業日前までに通知してください。</p> <p>（5）情報取扱責任者等の変更  情報取扱責任者の変更を決定した場合又は機構との連絡部署若しくは緊急時連絡先 FAX 番号の変更を行う場合には、速やかに機構が定める所定の書式に変更事項を記載して Target 保振サイトで通知してください。</p> <p>（6）上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止  上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止を行う場合には、速やかに機構が定める所定の書式に追加又は一部廃止を行う金融商品取引所名、追加又は一部廃止を行う日を記載して Target 保振サイトで通知してください。</p> <p>（7）ゆうちょ銀行口座の振込指定の可否の変更  ゆうちょ銀行口座の振込指定の可否の変更を決定した場合には、速やかに機構の定める所定の書式に変更日及びゆうちょ銀行の口座の振込指定の可否を記載して Target 保振サイトで通知してください。  ※ ゆうちょ銀行口座の振込指定の受付等を開始する日の2営業日前の日までに御通知ください。</p> <p>（8）総優先出資者通知請求（四半期会計期間の末日）の取下げ  四半期会計期間の末日の総優先出資者通知請求の取下げを決定した場合には、速やかに機構の定める所定の書式に取下げをする四半期会計期間の末日を記載して Target 保振サイトで通知してください。  ※ 取下げが適用されるのは、次の事業年度からとなります。  ※ 取下げを行う場合には、適用する事業年度開始日の前営業日までに御通知ください。</p>	<p>※ 通知書式「届出事項変更（情報取扱責任者等変更）」（ST97-36-07）</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止）」（ST97-36-08）</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（ゆうちょ銀行口座への振込指定）」（ST 97-36-09）</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（総優先出資者通知請求（四半期会計期間の末日）の取下げ）」（ST97-36-10）</p>
<p>9. 上場廃止の原因となる事実の発生  振替優先出資の発行者は、発行する振替優先出資に関して金融商品取引所における上場廃止の原因となる事実が発生した場合には、当該事実に係る適時開示後、速やかに通知事項「上場廃止等の原因となる事実の発生」を選択して、Target 保振サイトによる開示資料の代用又は開示資料の添付により、機構に通知してください。</p>	<p>※ 「上場廃止の原因となる事実の発生」用の通知書式はありません。</p>
<p>10. 振替優先出資の無効事由等の発生  振替優先出資の発行者は、発行する振替優先出資に関して次の無効事由等が発生したときは、速やかに機構が定める所定の書式に無効事由等を記載して、通知事項「振替株式の無効事由の発生」を選択して Target 保振サイトにより通知してください。</p> <p>a. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 14 条において読み替えて準用する会社法第 210 条に規定する優先出資の発行をやめることの請求があったとき。</p> <p>b. 振替優先出資に係る行為の無効の訴え（協同組織金融機関の優先出</p>	<p>※ 通知書式「優先出資の無効事由等の発生」（ST97-37）</p>

内 容	備 考
<p>資に関する法律第 14 条第 3 項において読み替えて準用する会社法第 828 条)があったとき。</p> <p>c. 新優先出資発行不存在の訴え（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 14 条第 4 項において読み替えて会社法第 829 条)があったとき。</p>	

以 上